

議案第 87 号

みやき町税条例の一部を改正する条例について

みやき町税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 29 年 12 月 8 日提出

みやき町長 末 安 伸 之

提案理由

この議案は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 2 号）が公布されたことに伴い、みやき町税条例の一部を改正する必要があるため、議会の議決を求めるものである。

みやき町税条例の一部を改正する条例

みやき町税条例（平成17年みやき町条例第42号）の一部を次のように改正する。
附則第5条第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附 則

この条例は、平成31年1月1日から施行する。

みやき町税条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>(個人の町民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第5条 当分の間、町民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の<u>同</u>一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が<u>同</u>一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>附 則</p> <p>(個人の町民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第5条 当分の間、町民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の<u>控除対象配偶者</u>及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が<u>控除対象配偶者</u>又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。</p> <p>2・3 (略)</p>